

# 介護基盤人材確保等助成金

のごあんない

新サービスの提供等に伴い、雇用管理改善に関連する業務を担う人材として特定労働者を雇い入れた場合に事業主（企業単位）に助成します。

## 「新サービスの提供等」とは

- ・従来から実施していた介護サービスに加え、新たに別の介護サービスの新規実施を行う場合
- ・介護サービスの提供を行うための新規創業、他事業から介護事業への進出
- ・支店の増設等により営業エリアを拡大する場合
- ・現に提供している介護サービスの高付加価値化 等

個々の事例について新サービスの提供等に当たるかどうかご不明な点がある場合は、労働局にご相談ください。



## 対象となる「特定労働者」とは

特定労働者は、次の①～④までのいずれかに該当する方で、

- ①～③については1年以上保健医療サービス又は福祉サービスの提供に従事した経験を持つ方、
- ④についてはサービス提供責任者としての経験を1年以上持つ方です。なお、①については、登録日以降に雇い入れた方が対象になります。

- ① 社会福祉士又は介護福祉士
- ② 介護職員基礎研修修了者
- ③ 訪問介護員（1級）
- ④ サービス提供責任者



## 助成額

特定労働者1人につき70万円を上限として支給されます。（1事業主あたり（企業単位）3人まで）

※ 助成対象期間の一部について対象労働者となった場合は、日割り計算により支給額を決定します。

※ 助成対象期間に対象労働者に支払われた賃金額が70万円に満たない場合は、その賃金額を上限として支給されます。

※ 助成金を受給するには、事前に改善計画及び申請計画の認定を受けることが必要です。

## 「改善計画」とは

介護分野において新サービスの提供等を行うのに伴って、事前に、その雇用する介護労働者の福祉の増進を図るために実施する雇用管理の改善に関する措置についての計画をいいます。事業主（企業単位）の主たる事業所が所在する都道府県知事の認定を受けている必要があります。

### 改善計画

- 改善措置の目標
- 改善措置の内容
- 改善計画の実施時期



## 「申請計画」とは

介護基盤人材確保等助成金の申請にあたって、具体的にどのように新たな雇入れを行うかを記載した助成金申請計画をいいます。事業主（企業単位）の主たる事業所が所在する都道府県を管轄する労働局長の認定を受けている必要があります。

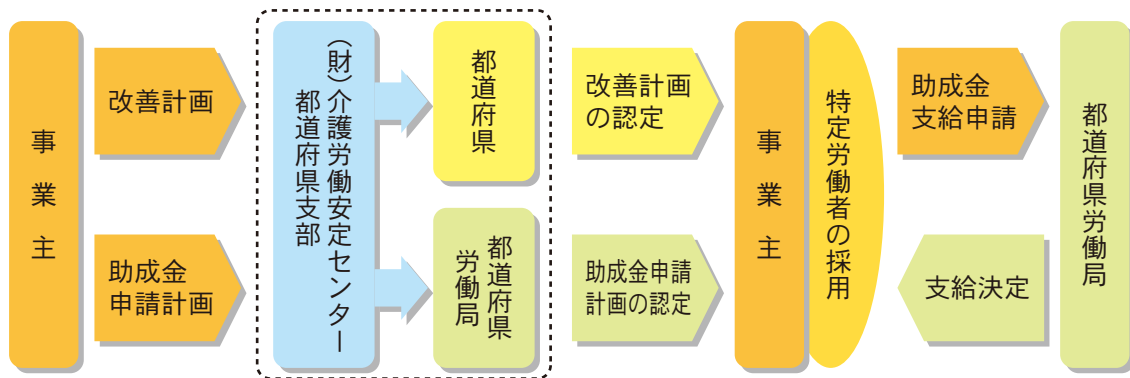
### 申請計画

- 申請計画の期間
- 新サービスの提供等の内容
- 労働者の雇入れ予定等

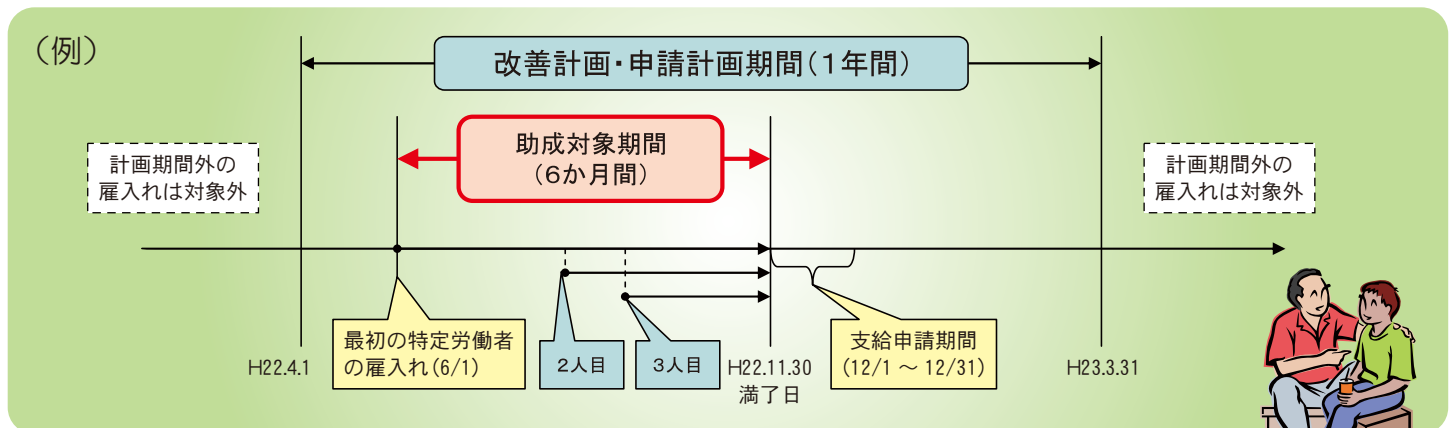


改善計画及び申請計画は、最寄りの(財)介護労働安定センター都道府県支部に提出していただき、センターより都道府県及び労働局あて送付されます。

## <助成金受給の主な流れ>



助成金を受給しようとする事業主は、改善計画及び申請計画を計画期間の開始日（新サービスの提供等の開始または最初の特定労働者の雇入れ日のいずれか早い方の日）から遡って6か月前から1か月前の日までに作成し、(財)介護労働安定センター都道府県支部に提出します。計画期間内に特定労働者を雇い入れ、助成対象期間満了後、満了日の属する月の翌月の末日までに、支給申請書を労働局あてに提出します。なお、ハローワークに提出できる場合もありますので、労働局にお問い合わせください。



- ※ 最初の特定労働者の雇入れから6か月間の助成対象期間に限り、助成金が支給されます（上限3人まで。）。
- ※ 賃金締切日が定められている場合は、助成対象期間の賃金算定について労働局へお問い合わせください。

### 支給対象事業主となる要件

助成金を受給するためには、以下のいずれにも該当する必要があります。

- 雇用保険の適用事業主であること。
  - 介護関連事業主のうち、改善計画認定事業主であって、かつ、助成金申請計画認定事業主であること。
  - 新サービスの提供等に伴って、特定労働者（※p1参照）を、申請計画期間内に実施する改善措置（認定改善計画で期間内に措置することとされているもの）に従事させるために、雇用保険一般被保険者（ただし、1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く。）として雇い入れること。
  - 事業所の雇用管理に取り組むとともに、労働者からの相談に応じる「介護労働者雇用管理責任者」を選任し、かつ、その選任した者の氏名の周知を当該事業所に掲示等することにより行っていること。
  - 最初の特定労働者を雇い入れた日における当該事業所の雇用保険被保険者が、助成対象期間（最初の特定労働者の雇入れ日から6か月間）の満了日においても引き続き申請事業主の雇用保険被保険者であることの割合（定着率といえます。）が80%以上であること。
  - 申請事業主において、計画期間の初日の6か月前の日から、支給申請書の提出日までの間（基準期間といいます。）に、雇用保険被保険者を事業主都合で解雇（勧奨等退職を含む。）していない事業主であること。
  - 基準期間に特定受給資格者（注）として受給資格の決定がなされた者の数等から判断して、適正な雇用管理を行っていること認められること。
- （注）倒産・解雇等により再就職の準備をする余裕がなく離職を余儀なくされた受給資格者のうち、離職区分が「解雇（1A）」または「事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合離職（3A）」とされる離職理由により離職した者として受給資格を決定された者。
- 過去に、本助成金または介護基盤人材確保助成金を受給している場合は、最後の支給決定された日の翌日から起算して1年を経過した後、新たに対象労働者を雇い入れた事業主であること。
  - 労働者の離職、雇入れ、賃金の支払い等の状況を明らかにする書類を整備していること。

## 不支給となる要件

次のいずれかに該当する場合は、助成金は支給されません。

- 雇入れ日の前日から過去1年間に雇用していた労働者を、同一の事業主が対象労働者として雇い入れた場合。
- 資本的・経済的・組織的に密接な関連性のある事業主との間で対象労働者を雇い入れた場合。
- 助成対象期間における対象労働者の賃金を、支給申請を行うまでに支払い終えていない場合。
- 支給申請日の属する年度の前々年度より前の保険年度に係る労働保険料を滞納している場合。
- 不正受給を行ったことにより3年間にわたる不支給措置が執られている場合。
- 労働関係法令に違反していること等により、助成金を支給することが適当でないと認められる場合。

## ＜介護関係業務＞（介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第1条）

※ 他に受給のための要件がありますので、必ず事前に都道府県労働局・ハローワークにお問い合わせください。

### 都道府県が指定・監督を行うサービス

#### 介護給付を行うサービス

- 在宅サービス
  - ＜訪問サービス＞
    - ・ 訪問介護
    - ・ 訪問入浴介護
    - ・ 老人訪問看護
    - ・ 訪問リハビリテーション
    - ・ 在宅療養管理指導
  - ＜通所サービス＞
    - ・ 通所介護
    - ・ 通所リハビリテーション
  - ＜短期入所サービス＞
    - ・ 短期入所生活介護
    - ・ 短期入所療養介護
- ＜その他の在宅サービス＞
  - ・ 特定施設入居者生活介護
  - ・ 福祉用具貸与
  - ・ 特定福祉用具販売
- 施設サービス
  - ・ 介護福祉施設サービス
  - ・ 介護保健施設サービス
  - ・ 介護療養施設サービス
- 在宅介護支援
  - ・ 在宅介護支援

#### 予防給付を行うサービス

- 介護予防サービス
  - ＜訪問サービス＞
    - ・ 介護予防訪問介護
    - ・ 介護予防訪問入浴介護
    - ・ 介護予防訪問看護
    - ・ 介護予防訪問リハビリテーション
    - ・ 介護予防在宅療養管理指導
  - ＜通所サービス＞
    - ・ 介護予防通所介護
    - ・ 介護予防通所リハビリテーション
  - ＜短期入所サービス＞
    - ・ 介護予防短期入所生活介護
    - ・ 介護予防短期入所療養介護
- ＜その他の介護予防サービス＞
  - ・ 介護予防特定施設入居者生活介護
  - ・ 介護予防福祉用具貸与
  - ・ 特定介護予防福祉用具販売

### 市町村が指定・監督を行うサービス

#### 介護給付を行うサービス

- 地域密着型サービス
  - ・ 夜間対応型訪問介護
  - ・ 認知症対応型通所介護
  - ・ 小規模多機能型居宅介護
  - ・ 認知症対応型共同生活介護
  - ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護
  - ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

#### 予防給付を行うサービス

- 地域密着型介護予防サービス
  - ・ 介護予防認知症対応型通所介護
  - ・ 介護予防小規模多機能型居宅介護
  - ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護
- 介護予防支援
  - ・ 介護予防支援

## 介護保険法の規定によるサービス

## その他の介護サービス

- ・ 障害福祉サービス
- ・ 地域活動支援センターにおいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護及び機能訓練
- ・ 知的障害児施設において行われる入浴、排せつ、食事等の介護
- ・ 知的障害児通園施設において行われる入浴、排せつ、食事等の介護
- ・ 盲ろうあ児施設において行われる入浴、排せつ、食事等の介護
- ・ 肢体不自由児施設において行われる入浴、排せつ、食事等の介護
- ・ 重症心身障害児施設において行われる入浴、排せつ、食事等の介護
- ・ 身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者の居宅において行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話
- ・ 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売以外の介護福祉用具の販売
- ・ その他、厚生労働大臣が定める福祉サービス又は保健医療サービス

※ 身体障害者更生援護施設（平成18年10月1日改正前の身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設に限る。）、知的障害者援護施設（平成18年10月1日改正前の知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設に限る。）については、「平成18年厚生労働省令169号第25条」により、平成23年度末までの経過措置が終了するまでは適用されることが定められています。



## <ご利用にあたって>

- この助成金は、労働者を雇い入れた場合にただちに支給されるものではありません。助成対象期間満了後、支給申請を行い、支給決定を受けた場合に支給されるものです。支給申請書等の内容によっては審査には時間がかかることがあります。あらかじめご了承ください。  
また、助成金の支給は口座振込みで行います。支給決定を通知してから、申請のあった口座に支給されるまでに期間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 支給申請書等の記載事項を確認するため、必要に応じて書類の提出又は提示を求めることがありますので、ご協力をお願いします。なお、これらの確認に協力が得られず、支給要件に照らして支給申請書等の内容に疑義があると認められるときは、助成金を支給できないことがあります。
- 同一の事由により、雇用調整助成金、特定求職者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、地域求職者雇用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、雇用創造先導的創業等奨励金、地域貢献活動雇用拡大助成金、中小企業基盤人材確保助成金、発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金、精神障害者支援専門家活用奨励金（雇入りに係るものに限る。）、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、中小企業緊急雇用安定助成金、若年者等正規雇用化特別奨励金、派遣労働者雇用安定化特別奨励金、特例子会社等設立促進助成金、建設業新分野教育訓練助成金、建設業離職者雇用開発助成金、職場意識改善助成金又は地方公共団体等の助成金等の支給を受けた場合には、助成金は支給されません。
- 雇用保険二事業で実施する助成金制度の適正な運営を図るため、支給申請の際、職業安定機関に対して照会を行い、不支給要件などの内容を確認します。
  - ・労働保険料の滞納  
支給申請日の属する年度の前々年度より前の保険年度に係る労働保険料を滞納している事業主については助成金を受給できません。
  - ・給付金の不正受給  
申請する日から遡って3年以内に、偽りその他の不正行為により、雇用保険二事業に係る各種給付金を受け、または受けようとした事業主については助成金を受給できません。
- 不正受給は犯罪です。偽りその他の不正行為により支給を受け、または受けようとした場合は、支給決定の取消または支給金額の全額の返還（年5%の利息を加算）を求めます。また、その後一定期間、雇用保険法に基づくその他の助成金を受給できなくなります。特に悪質なケースは、詐欺罪として刑罰に処せられる場合があります。
- 本助成金の支給制度は、行政不服審査法上の不服申立ての対象たる処分性を有しておらず、支給要件に合致して初めて支給するものであるため、不支給又は支給の取消がなされた場合でも、同法に基づく不服申立て、審査請求を行うことはできません。
- この助成金は国の助成金制度の一つですので、受給した事業主については、国の会計検査の対象となる場合があります。対象となった場合はご協力をお願いいたします。関係書類については、5年間整理保存しておいてください。

このパンフレットに記載がある他にも、受給のための各種要件がありますので、助成金を受けようとする介護関連事業主の方は、事前に余裕を持ってお問い合わせください。

1. 改善計画の作成（内容を含む）・提出、申請計画の提出について  
・・・(財)介護労働安定センター都道府県支部へ (<http://www.kaigo-center.or.jp/center/>)  
(※ 介護事業所における雇用管理に関する相談も行っています。)
2. 申請計画の作成（内容を含む）、支給申請時の書類の作成・提出等について  
・・・都道府県労働局へ (<http://www.mhlw.go.jp/link/index.html#roudoukyoku>)

